

・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。
【環境省暫定訳】

ケニア共和国

ケニア官報補足

2014年上院法案

2014年9月12日、ナイロビ

目次

上院に提出する法案

ページ

2014年天然資源(利益配分)法案..... 587

原文タイトル：

Natural Resources (Benefit Sharing) Bill, Kenya Gazette Supplement No. 137 (Senate Bills No. 34)

原文リンク：http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/bills/2014/NaturalResources_Benefit_Sharing_Bill_2014.pdf

(最終アクセス日：平成27年7月22日)

2014年天然資源(利益配分)法案

条項の構成

条項

第1編 序文

1. 略称
2. 解釈
3. 本法の適用範囲
4. 利益配分の基本原則

第2編 利益配分局の設立

5. 利益配分局の設立
6. 当局の役割

第3編 当局の管理

7. 当局の理事会
8. 任期
9. 任命資格
10. 職務の辞任
11. 理事会の権限
12. 理事会の委員会
13. 委任権限
14. 俸給及び手当
15. 理事会の業務及び執務の実施
16. 局長
17. 局長の任期
18. 局長の役割
19. 局長の解任
20. 当局の印
21. 当局のスタッフ

- 22. 個人的責任からの保護
- 23. 当局の損害賠償責任

第4編 ロイヤルティ及び手数料の徴収

- 24. ロイヤルティ及び手数料の賦課
- 25. ロイヤルティを徴収するケニア歳入局
- 26. 収益配分比

第5編 カウンティ(County)の利益配分

- 27. カウンティ利益配分協定
- 28. カウンティ利益配分委員会の設立
- 29. カウンティ利益配分委員会の役割
- 30. カウンティ利益配分協定の承認
- 31. ローカルコミュニティ利益配分フォーラム
- 32. ローカルコミュニティ利益配分協定

第6編 資金条項

- 33. 当局の資金
- 34. 天然資源ロイヤルティ基金
- 35. 会計年度
- 36. 財務書類
- 37. 年間報告

第7編 雑則

- 38. 留保資金の利用
- 39. 不法行為
- 40. 経過条項
- 41. 規則策定権限

付則: 当局の理事会の業務及び執務の実施に関する条項

2014年天然資源(利益配分)法案

資源活用者、中央政府、カウンティ政府及びローカルコミュニティの間の資源活用における利益配分制度の設立、天然資源利益配分局の設立並びに関連する目的のための議会制定法に係る法案に関し、

ケニア議会は、以下のとおり制定する。

第1編 序文

略称

1. 本法は、「2014年天然資源(利益配分)法」と称することができる。

解釈

2. 本法では、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、

「関連カウンティ」とは、天然資源が活用されるカウンティを意味する。

「関連組織」とは、本法が適用される天然資源の活用に関与する組織を意味する。

「利益」とは、天然資源の活用から生じる収益、売上、利潤を意味する。

「利益配分」とは、公正かつ衡平な方法での天然資源の利用から生じる利益の配分を意味する。

「カウンティ利益配分協定」とは、関連組織とカウンティの間の天然資源から生じる収益の配分方法に関する協定を意味する。

「活用者 (exploiter)」とは、商業化目的の契約の初めから、天然資源の開発、専有又は何らかの手段による採取若しくは利用に関与する組織を意味する。

「活用 (exploitation)」とは、天然資源を商業的利益のために採取又は利用することを意味する。

「基金」とは、第34条において設立する天然資源ロイヤルティ手数料基金を意味する。

「ローカルコミュニティ」とは、天然資源が存在する区に住み、当該天然資源の活用によって影響を受ける人々を意味する。

「ロイヤルティ」には、いかなる名称であれ、ケニアにおける天然資源の活用又は開発のために関連組織が支払う手数料又は報酬が含まれる。

「ソブリン・ウェルス・ファンド」とは、中央政府に生じる金銭(後世の利用のために成文法の下徴収されたロイヤルティを含む)のうち、留保した金銭を意味する。

本法の適用範囲

3. (1)本法は、以下の活用に関して適用される。

- (a)石油
- (b)天然ガス
- (c)鉱物
- (d)森林資源
- (e)水資源
- (f)野生生物資源
- (g)水産資源

(2)当局は、官報通知によって、本法の適用範囲を第(1)項に規定されていないその他いかなる天然資源にも拡大することができる。

利益配分の基本原則

4. 本法における自らの役割を果たす者はすべて、本法の下、以下の原則を指針とする。

- (a)透明性及び包括性
- (b)収益の最大化及び妥当性
- (c)効率性及び公平性
- (e)説明責任及び国民の参加
- (e)法の支配及び国民の人権の尊重

第2編 利益配分局の設立

利益配分局の設立

5. (1)利益配分局と呼ばれる局を設立する。

(2)当局は、永続的継承権及び公印を有する法人団体であり、その法人名において以下を行うことができる。

- (a)提訴及び応訴
- (b)動産及び不動産の接收、購入又はその他の方法による取得、保存、請求及び処分
- (c)金銭の貸借
- (d)本法における自らの役割を適切に果たすため、法人団体が合法的に実行又は実施できるその他の事柄又は行為の実行又は実施

当局の役割

6. (1) 当局の役割は以下のとおりである。

- (a) ローカルコミュニティと関連組織の間の利益配分協定の作成の調整
- (b) 天然資源の活用に従事する関連組織が支払うべきロイヤルティの検討及び必要な場合はその決定
- (c) カウンティ内の天然資源を商業的に活用するために利益配分協定の締結を必要とするカウンティの特定
- (d) 利益配分協定において特定又は決定されたコミュニティプロジェクトのため留保した基金の運営の監督
- (e) カウンティ政府と関連組織の間で締結した利益配分協定の実施のモニタリング
- (f) ケニアにおける天然資源の活用及び開発並びに利益配分に関する調査の実施
- (g) ケニアにおける天然資源のより良い活用に関する中央政府及びカウンティ政府への提案
- (h) カウンティ利益配分協定の作成及び実施に関する紛争から生じる抗議の判定
- (i) 資源活用における利益配分に関連する政策及び法律の制定に関する中央政府への助言

(2) 当局は、当局が設立された目的を推進するにあたり、本法における当局の役割をより良く果たすために必要と当局が考えるケニア国内外の他の機関又は組織と提携を結ぶことができる。

(3) 当局は、本法における自らの役割を果たすにあたり、以下に配慮する。

- (a) ケニアの天然資源セクターを規制するすべての既存の法律
- (b) ケニアの法に基づく、ローカルコミュニティと関連組織の間の利益配分に関するすべての既存の取決め
- (c) 天然資源の活用に関する国際条約又は国際協定においてケニアに課された義務

第3編 当局の管理

当局の理事会

7. (1) 当局の管理は以下から構成される理事会に委ねられる。

- (a) 上院の承認を得て大統領が任命した議長
- (b) 環境担当の首席秘書官又は当該首席秘書官の代理人
- (c) 財務担当の首席秘書官又は当該首席秘書官の代理人
- (d) 鉱業担当の首席秘書官又は当該首席秘書官の代理人

- (e) 知事評議会が推薦した、少数民族を含むケニア国民の地域的多様性を代表する 3 名のコミュニティ代表者
- (f) カウンティ議会議長フォーラムが推薦した、ケニア国民及び少数民族の地域的多様性を代表する 3 名のコミュニティ代表者
- (g) ケニア製造者協会が推薦した 1 名
- (h) 理事会が任命した局長で、職務上理事会のメンバーになっており、理事会の事務局長を務める者

(2) 本条(1)(a)における議長の任命は、官報通知によって為される。

(3) 本条(1)(e)、(f)及び(g)において推薦された者は、本条(4)を条件に、長官が官報通知によって任命する。

(4) 長官は、上院から任命の承認が得られない限り、本条(1)(e)、(f)及び(g)において推薦された者を任命してはならない。

(5) 理事会のメンバーとして任命を推薦する際、推薦権者及び長官は、憲法の下でのジェンダー原則に配慮する。

任期

8. (1) 理事会の議長及びメンバーは、職務上メンバーになっている者を除き、3 年を任期とし、さらに一期 3 年間再任命される資格を有する。

(2) 局長以外の理事会のメンバーは非常勤勤務とする。

任命資格

9. 以下に該当する者は、第 7 条(1)(e)、(f)及び(g)の下、理事会の議長又はメンバーとして任命される資格を有する。

(a) ケニアが認める大学の学位を有する者

(b) 以下のいずれかの分野に関する知識及び少なくとも 10 年間の経験を有する者

(i) 法律

(ii) 環境管理

(iii) 経済学

(iv) 財政

(v) 鉱業

(vi) コミュニティ開発

(vii) その他いずれかの関連分野

職務の辞任

10. 第 7 条(1)(e)、(f)及び(g)に基づいて任命された理事会の議長又はメンバーは、当該議長又はメンバーが以下のいずれかに該当する場合、その職を失う。

- (a) 精神的若しくは肉体的な疾患のため、自らの職務の役割が果たせない場合
- (b) その他の理由で、理事会の議長又はメンバーとして勤め続けることが不可能又は不適切な場合
- (c) 破産宣告を受けた場合
- (d) 刑事犯罪で有罪判決を受け、6か月以上の懲役に処された場合
- (e) 合理的な理由なく、理事会の会議を3回連続で欠席した場合
- (f) 議長の場合は大統領宛、また第 7 条(1)(e)、(f)及び(g)に基づいて任命されたメンバーの場合は長官宛に書面で辞任を通知した場合
- (g) 理事会で検討中若しくは検討する予定の事項に関し、自らの利害を開示しなかった場合
- (h) 死亡した場合

理事会の権限

11. 理事会は、本法における当局の役割を果たすために必要な権限をすべて有する。前述の一般性を損なうことなく、理事会は特に以下の権限を有する。

- (a) 契約を締結する権限
- (b) 当局が設立された目的を推進するため、最善の方法で最善の用途に当局の資産を管理、制御及び運営する権限
- (c) 当局に対して為された贈与、譲渡、寄付若しくは寄贈又はその他当局に関する金銭を受領し、そこから本法の条項に基づいて支払いを行う権限
- (d) 本法の下で当局が自らの役割を果たすために必要と考える情報を個人に要求する権限
- (e) 当局の資金のため、初めに当局が受け取った金額をすべて振り込み、当局の行う支払いをすべて行う銀行口座を開設する権限

理事会の委員会

12. (1) 理事会は、理事会が本法における自らの役割を果たし、自らの権限を行使するために必要と考える委員会を設立することができる。

(2) 理事会は、理事会の役割を果たすために必要と考えられる知識及び能力を備えた者を、本条(1)において設立した委員会に参加するよう任命することができる。

委任権限

13. 理事会は、一般的な場合でも何らかの特殊な場合でも、決議によって、理事会の委員会又は当局のメンバー、役員、職員若しくは代理人に対し、本法における理事会の権限のいずれかの行使又は役割若しくは責務のいずれかの遂行を委任することができる。

俸給及び手当

14. 当局のメンバー及びスタッフの俸給、手当、費用及びその他の報酬は、給与・俸給委員会が決定する。

理事会の業務及び執務の実施

15. 理事会は、付則条項に従って自らの執務を実施する。

局長

16. (1) 当局には、理事会の定めた条件に基づき理事会が競争採用及び任命した局長を 1 名置く。

(2) 以下に該当する者に限り、本条(1)の下、局長として任命される資格を有する。

(a) ケニアの公認大学の学位を有する者

(b) 以下のいずれかの分野に関する知識及び少なくとも 10 年間の経験を有する者

(i) 法律

(ii) 環境管理

(iii) 経済学

(iv) 財政

(v) 鉱業

(vi) コミュニティ開発

(vii) その他いずれかの関連分野

(3) 局長は、職権上理事会のメンバーとなるが、理事会のいかなる会議においても投票する権利を持たない。

局長の任期

17. 局長は、一期 4 年間任命され、さらに 1 期再任命される資格を有する。

局長の役割

18. (1)局長は、当局の最高責任者であり、理事会の事務局長である。
- (2)局長は、本法における自らの役割を果たすにあたり、理事会の指示を条件に、
- (a) 当局の日常の管理に責任を負う。
 - (b) 当局の資金、資産、執務を管理する。
 - (c) 当局のスタッフの管理に責任を負う。
 - (d) 理事会の承認のため、以下を準備させる。
 - (i) 当局の戦略計画及び年間計画
 - (ii) 当局の年間予算及び監査を受けた財務書類
 - (e) その他理事会に課された責務を果たす。

局長の解任

19. 理事会は、局長の雇用条件に基づき、以下のいずれかを理由に局長を解任することができる。
- (a) 肉体的若しくは精神的な能力欠陥が原因で職務の役割が果たせないこと
 - (b) 重大な不法行為又は不正行為
 - (c) 無能力又は職務怠慢
 - (d) その他雇用条件において職務の解任を正当化するであろう理由

当局の印

20. (1) 当局の公印は、局長又はその他理事会が指示する者が保管し、理事会の命令がない限り使用してはならない。
- (2) 理事会の公印は、書類に押印される際及び証明を行う際、司法上及び公式に通知される。また、反証されない限り、本条の下、理事会が行う命令又は承認は、正式に行われたものと見なされる。
- (3) 当局の公印は、理事会の議長及び局長、又はそのいずれかが不在の場合は理事会がかかる目的のために代わりに指名する理事会の他のメンバーの署名によって証明される。

当局のスタッフ

21. (1) 理事会は、本法における当局の役割を適切かつ効率的に果たすために必要な役員、代理人及びスタッフを任命することができる。
- (2) 本条(1)の下任命されたスタッフは、理事会が給与・俸給委員会と相談の上決定した条件で勤務する。

個人的責任からの保護

22. 理事会のメンバー、当局の役員、職員又は代理人が行ったいかなる事項又は事柄に関しても、当該事項又は事柄が本法における当局の役割、権限又は責務を果たすために善意で行われた場合、当該メンバー、役員、職員若しくは代理人又はその指示に基づいて行動した者は行動、請求、要求等に対する個人的責任を負わない。

当局の損害賠償責任

23. 第 22 条の条項は、本法若しくはその他成文法が付与する権限の行使又は業務の全体的若しくは部分的不履行から生じる人的損害、物的損害又は何らかの利益損害に関し、当局が本人に補償又は損害賠償を支払う責任を免除するものではない。

第 4 編 ロイヤルティ及び手数料の徴収

ロイヤルティ及び手数料の賦課

24. (1) 当局は、成文法がロイヤルティ又は手数料を規定していない特定のセクターに関して、関連組織が毎年支払うべきロイヤルティ及び手数料の額を決定及び見直しする権限を有する。

(2) 本条(1)の下決定を行う際、当局は以下を考慮する。

(a) 関連組織の資本投資総額

(b) ロイヤルティが支払われる商品の一般的な国際市場価値

(c) 活用されている天然資源の製品化の可能性

(d) ローカルコミュニティとの既存のカウンティ利益配分協定における関連組織の義務

(3) 成文法が特定の天然資源セクターにおけるロイヤルティ、手数料、報酬又は利益配分を規定している場合、当該セクターには関連成文法が適用される。

(4) 当局は、成文法の遵守及び本法又はその他の成文法に基づいて締結された利益配分協定の実施をモニタリングする。

ロイヤルティを徴収するケニア歳入局

25. (1) ケニア歳入局は、当局が関連機関に課すロイヤルティ及び他の成文法に基づいて行われる天然資源の活用から生じるその他のロイヤルティの支払いを徴収する。

(2) 本条に基づき徴収される金銭は、基金に支払われる。

(3) 本条は、ケニアにおける天然資源の活用に関与するロイヤルティ及び手数料の徴収に関するいかなる法律の条項にも優先する。

(4) ケニア歳入局は、当局に対し、本法において規定された各天然資源に関し、関連組織から徴収した総額を申告及び報告する。

収益配分比

26. (1) 徴収された収益は以下のとおり配分する。

(a) 徴収した収益の 20 パーセントは留保され、本条(2)を条件に、中央政府が設立したソブリン・ウェルス・ファンドに支払われる。

(b) 徴収した収益の 80 パーセントは、第(3)款を条件に、中央政府及びカウンティ政府の間で、中央政府に 60 パーセント、カウンティ政府に 40 パーセントの比率で配分される。

(2) 本条(1)(a)に基づいてソブリン・ウェルス・ファンドに支払われた金銭は、ソブリン・ウェルス・ファンドを構成する以下の基金に対し、以下のとおり支払われる。

(a) 金銭の 60 パーセントは先物基金(futures fund)に支払われる。

(b) 金銭の 40 パーセントは天然資源基金に支払われる。

(3) 本条(1)(b)に基づいてカウンティ政府に割り当てられる収益の少なくとも 40 パーセントはローカルコミュニティプロジェクトに割り当てられ、同収益の 60 パーセントはカウンティ全体において利用される。

(4) 天然資源が 2 カウンティ以上に跨って存在する場合、当局は関連カウンティ間の留保収益の配分比率を決定する。

(5) 本条(4)において規定されたように資源を共有するカウンティの間で留保収益の収益配分比を決定する際、当局は以下を考慮する。

(a) 各関連カウンティの資源に対する貢献度

(b) 天然資源の活用においてカウンティが被る不便

(c) 関連組織との既存の利益配分協定

(6) 当局は、5 年ごとに収益配分比を見直し、承認を得るため議会に自らの勧告を提出する。

第 5 編 カウンティの利益配分

カウンティ利益配分協定

27. (1) 各関連組織は、各カウンティ政府とカウンティ利益配分協定を締結する。

(2) カウンティ利益配分協定には、カウンティに生じる非金銭的利益及びこれを実現する際の関連組織の貢献内容が含まれる。

カウンティ利益配分委員会の設立

28. (1) 本法が適用される天然資源を有する各カウンティにおいて、カウンティ利益配分委員会を設立する。

(2) カウンティ利益配分委員会は以下から構成される。

(a) 財務担当のカウンティ執行委員会メンバー

(b) 各カウンティ議会の天然資源関連事項を担当する委員会の議長

(c) 当該資源の存在するローカルコミュニティによって選出された、ローカルコミュニティの多様性を代表する 5 名

(3) カウンティ利益配分委員会のメンバーには、カウンティ公共サービス理事会が給与・俸給委員会との協議の上定めた手当が支払われる。

(4) 当該委員会のメンバーは、本条(2)(c)の下選出されたメンバーの中から議長を選出する。

(5) 当局は、カウンティ利益配分委員会の執務の実行のため、規則を策定する。

(6) 資源が 2 カウンティ以上に跨って存在する場合、関連カウンティは、関連組織との合同カウンティ利益協定の交渉を監督する合同委員会を設置する。

カウンティ利益配分委員会の役割

29. 各カウンティ利益配分委員会の役割は以下のとおりである。

(a) カウンティ利益配分協定の締結前にカウンティ政府を代表して関連組織と交渉すること

(b) 利益配分協定に従ってカウンティで実行しなければならないプロジェクトの実施をモニタリングすること

(c) 本法に基づいて委譲される金額から、各ローカルコミュニティに割り当てる金額を決定すること

(d) 提案されたカウンティ利益配分協定に関し、カウンティ政府による署名の前に、一般の参加を促進するため公開フォーラムを開催すること

(e) 本法の下、カウンティ政府に生じる金銭を利用して実施することが提案されたコミュニティプロジェクトに関し、一般の参加を促進することを目的とした公開フォーラムを開催すること

(f) カウンティ政府に対し、本法の下、カウンティ政府に生じる金銭を利用して資金を賄う予定のプロジェクトに関し、勧告を行うこと

カウンティ利益配分協定の承認

30. (1) 各カウンティ利益配分協定は、カウンティ政府が協定に署名する前に、各カウンティのカウンティ議会の承認を得る。

(2) 各カウンティ及び各ローカルコミュニティの利益配分協定は、当局に供託され、写しを 1 部上院に提出する。

ローカルコミュニティ利益配分フォーラム

31. (1) 各関連ローカルコミュニティは、当該ローカルコミュニティの住民が選出する 5 名から構成されるローカルコミュニティ利益配分フォーラムを設立する。
- (2) カウンティ政府は、ローカルコミュニティ利益配分フォーラムの会議及びメンバー選出の円滑化を図る。
- (3) ローカルコミュニティ利益配分フォーラムの役割は以下のとおりである。
- (a) ローカルコミュニティ利益配分協定の締結を目的として、コミュニティを代表してカウンティ利益配分委員会と交渉すること
 - (b) カウンティ利益配分委員会が本法に基づいてローカルコミュニティに割り当てる金銭によって支援するローカルコミュニティプロジェクトを特定すること
 - (c) 本法に基づいて委譲される金銭を利用してローカルコミュニティで実行するプロジェクトの実施を監督すること
- (4) ローカルコミュニティ利益配分フォーラムのメンバーには、カウンティ公共サービス理事会が給与・俸給委員会との協議の上定めた手当が支払われる。
- (5) 選出された公務員又は国家公務員は、ローカルコミュニティ利益配分フォーラムの職員 (officials) に選出される資格を有しない。
- (6) ローカルコミュニティ利益配分フォーラムのメンバーは、一期 5 年間フォーラムのメンバーを務める。

ローカルコミュニティ利益配分協定

32. (1) 各関連ローカルコミュニティは、各カウンティ利益配分委員会とローカルコミュニティ利益配分協定を締結する。
- (2) ローカルコミュニティ利益配分協定には、ローカルコミュニティに生じる非金銭的利益及びこれを実現する際の関連組織の貢献内容が含まれる。

第 6 編 資金条項

当局の資金

33. (1) 当局の資金は以下から構成される。
- (a) 本法における自らの権限の行使又は自らの役割の遂行にあたり、当局に発生又は帰属する金銭又は資産
 - (b) 本法の実施において生じる費用を支払うため、国民議会が今後規定する金銭

- (c) 当局の目的のため、議会在規定する金銭
 - (d) その他の資金源から当局に提供、寄付又は貸与されたすべての金銭
 - (e) 本法における当局の役割を果たす上で合法的に生じるその他の金銭で、憲法第 114 条に基づいて発生する金銭ではないもの
- (2) 誤解を避けるため、本法のいずれの条項も、以下を規定又は扱うものと解釈してはならない。
- (a) 税金
 - (b) 公的資金に対する負担金の賦課
 - (c) 当該負担金、公的資金の流用、受領、保管、投資若しくは支給のいずれかの変動又は破棄
 - (d) 融資の募集若しくは保証又は返済
 - (e) 当該事項のいずれかに付随する事項

天然資源ロイヤルティ基金

34. (1) 利益配分局に帰属する天然資源ロイヤルティ基金を設立することができる。
- (2) 基金には以下のものが支払われる。
- (a) 当国における天然資源の活用の結果として徴収されたすべてのロイヤルティ
 - (b) 天然資源の活用に関して関連組織に課したすべての手数料及びその他の負担金
 - (c) 本法の下基金に支払わなければならないすべての分担金及びその他の報酬
- (3) 何らかの成文法によって特定のセクターにおける天然資源の活用に伴うロイヤルティ又は手数料の支払いが規定されている場合、当該ロイヤルティ及び手数料は基金に支払われる。
- (4) 当局は、基金の運営を規定する規則を策定する。

会計年度

35. 当局の会計年度は、毎年 6 月 30 日に終了する 12 か月間とする。

財務書類

36. (1) 当局は、当局の収入、支出及び資産の帳簿及び会計記録をすべて適切に作成させる。
- (2) 当局は、各会計年度終了後 3 か月以内に、当局の財務書類に以下を加えて会計検査長に提出する。
- (a) 当該年の当局の損益計算書
 - (b) 当該年の最終日における当局の貸借対照表

2003¹年第 12 号

(3) 当局の財務書類は、2003 年公共監査法に従って監査及び報告が行われる。

(4) 当局は、当局の職員の利益のため、年金基金及び退職金積立基金の設立、制御、管理、維持及び寄与ができる。また、当該役員が当局を辞職、退職若しくは離職する際に当該職員に対し、又は当該役員が死亡した際は場合に応じてその扶養家族に対し、当該基金から年金及び退職金を付与することができる。

年間報告

37. (1) 各会計年度終了後 3 か月以内に、当局は以下を提出する。

(a) 会計検査長に対する、以下を加えた当局の当該年に関する財務書類

(i) 当該年の当局の損益計算書

(ii) 当該会計年度の最終日における当局の貸借対照表

(b) 議会及び上院に対する、以下を含む当該年に関する年間報告

(i) 当局の財務諸表

(ii) 本法の下利益配分に寄与する機関、利益の割合及び利益を受けたローカルコミュニティのリスト

(iii) 利益配分に支払われた総額及びその分配

(iv) 当局の役割の実施における進捗

(v) その他当局が必要と考える情報

(3) 当局は、年間報告を官報及び少なくとも 1 紙の全国紙新聞において公表する。

第 7 編 雑則

留保資金の利用

38. (1) 本法に基づいてカウンティに分配された金銭は以下のプロジェクトに利用される。

(a) カウンティ利益配分委員会が優先するプロジェクト

(b) ローカルコミュニティ利益配分フォーラムが優先するプロジェクト

(c) カウンティ又はローカルコミュニティの住民の社会経済ニーズに合致したプロジェクト

(d) 期待される利益が特定地域の幅広い住民によって利用できるよう確保された、公益性のあるプロジェクト及びコミュニティベースのプロジェクト

¹ 原文では 2013 年とあるが、36 条(3)では「2003 年公共監査法」と記載されているため暫定訳作成時に修正したもの（環境省註）。

(2) カウンティ利益配分委員会は、本法の下受領した資金によって支援するプロジェクトの優先順位をつける。

不法行為

39. (1) 以下のいずれかに該当する関連組織は、法律に違反する。

(a) 本法の下当局に提供しなければならない詳細又は情報を提供しない場合

(b) 組織が虚偽と知りながら、又は組織が真実と確信するに足る理由なく、陳述した場合

(c) 本法の下、無責任に虚偽の陳述を行った場合

(2) 関連組織が本法の下不法行為を行った場合、当該組織の幹部職員も全員不法行為を行ったと見なされる。

(3) 本条の下、有罪判決を受けた関連組織には、5,000,000 シリング以上の罰金が科せられる。

(4) 常習的に本法に違反した関連組織には、ライセンスの取消し処分が科せられる場合がある。

(5) 本法の下不法行為の法的責任を有する者には、3 年の懲役若しくは 2,000,000 シリング以上の罰金、又はその両方が科せられる。

経過条項

40. (1) 当局は、設立の 1 年以内に、本法の条項及び国際的な収益配分のベストプラクティスを考慮しつつ、天然資源配分比率を規定するすべての既存の法律及び協定を見直す。

(2) 当局は、当該見直し終了後 3 か月以内に、国民議会及び上院並びに天然資源担当長官に対し、見直しの結果に関する報告書を提出する。

(3) 本条(2)の下提出される報告書では、本条(1)において規定された要件に加え、本法の実施を徹底するために必要な法制度及び政策の修正提案を記載する。

規則策定権限

41. (1) 天然資源関連事項担当長官は、本法の条項のより良い実施のため、規則を策定することができる。

(2) 本条(1)によって付与された権限の一般性を損なうことなく、長官は特に以下の規則を策定することができる。

(a) 第 7 条に基づき、当局のメンバーとして知事評議会及びカウンティ議会議長フォーラムから代表を推薦するための手続きを規定する規則

(b) 本法における収益配分方式の規定及び見直しのための規則

(c) 本法において実施しなければならない事柄に関する手数料を規定する規則

(d) 基金の運営を規定する規則

- (e) 本法におけるロイヤルティの支払い方法を規定する規則
- (f) 天然資源を共有するカウンティの間の収益配分方法を規定する規則
- (g) 規定しなければならない事柄又は本法の実施に必要な事柄を規定する規則

付則(s.15)

当局の理事会の業務及び執務の実施に関する条項

理事会の会議

1. (1) 理事会は、当局の理事会の業務を実施するため、少なくとも3か月毎に一度開催される。
- (2) 理事会の第1回会議は議長によって招集され、その後理事会は理事会が定めた時間と場所において開催される。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、議長は、少なくとも5名の理事会メンバーから書面で要求があった場合、議長が当局の業務執行のために適当と考える時期に理事会の特別会議を招集する。
- (4) 理事会メンバーは、以下の時点において、当人たちの中から副議長を選出する。
 - (a) 理事会の第一会期
 - (b) 副議長の職務の欠員を埋める必要がある場合
- (5) 議長、又は議長不在の場合は副議長が会議の進行を務める。
- (6) 局長は、理事会メンバー全体の4分の3による別段の合意がない限り、理事会の各メンバーに対し、理事会の各会議の少なくとも5日前に書面による通知を行う。
- (7) 理事会は、何人をも理事会会議のいずれかに招聘し、討議に参加させることができる。ただし、当該人物は、理事会の決定に関し、投票権を持たない。
- (8) 理事会の手続きは、メンバーの欠席を理由に無効化してはならない。

定足数

2. (1) 理事会の会議の定足数は、本条(2)の場合を除き、任命されたメンバーの半分以上とする。
 - (2) 理事会に欠員が出た場合、会議の定足数は任命されたメンバー3名以上とする。
3. 満場一致に達しない限り、理事会に提議されたいかなる事項も、出席及び投票したメンバーの投票数の単純過半数で可決し、同数票の場合は議長又は会議の進行を務める者が決定票を投じる。

利害の衝突

4. (1) 理事会で検討中又は検討する予定の事項に関し、直接的又は間接的な個人的利害を有する理事会のメンバーは、当該事項に関連することが分かった時点で、理事会に自らの利害の性質を開示する。

(2) 理事会のメンバーが本条(1)に基づいて行う利害の開示は、理事会の会議議事録に記録される。また、理事会による別段の決定がない限り、当該メンバーは以下のことをしてはならない。

(a) 当該事項に関する理事会の討議への出席

(b) 当該事項に関する理事会の決定への参加

(3) 本条(1)に基づいて開示を行った理事会のメンバーは、以下のことをしてはならない。

(a) 当該事項に関する理事会の討議又は決定に当該メンバーが参加するか否かを決定するために開催される理事会の会議への出席

(b) 当該事項に関し特定の決定に達する際の他の理事会メンバーに対する影響の行使

(4) 当局のメンバー又はスタッフは何人も、当局とビジネス又は取引をしてはならない。

手続き及び議事録に関するルール

5. (1) 本付則の条項を条件として、理事会は、自らの手続き及び理事会の委員会のための手続きを決定することができる。

(2) 理事会は、自らの会議のすべての進行について議事録を記録及び保管させる。また、各会議の議事録は、理事会の次回会議において理事会が確認し、議長又は当該会議の進行を務める者が署名する。

目的及び趣旨に関する覚書

本法案の目的及び趣旨に関する記述

本法案の主目的は、資源活用者、中央政府、カウンティ政府及びローカルコミュニティの間の資源活用における利益配分制度の設立及び執行のための法的枠組みを規定すること、並びに天然資源利益配分局を設立することである。

法的権限の委任及び基本的権利及び自由の制限に関する記述

本法案は、一度制定されれば、当局の理事会のメンバーになる者の推薦を含め、本法案に含まれる条項を執行することを目的として、当局に規則を策定する権限を付与する。本法案はそのため法的権限を委任する。ただし、本法案は基本的権利及び自由を制限するものではない。

本法案のカウンティ政府との関係性に関する記述

本法案は、憲法第 4 付則において規定されたカウンティ政府の役割及び権限に係る条項を含む憲法第 110 条 (1) (a) に関して、カウンティ政府と関係する。

憲法第 114 条の意義の範囲内において本法案が財政法案ではないことに関する記述

本法案の第 33 条項は、憲法第 114 条において列挙されている事項の範囲から本法案を明確に除外している。また本法案は、天然資源ロイヤルティ基金と呼ばれる基金を、かかる資金の保管を目的として設立できることを規定している。そのため本法案は、本法実施のために資金を流用するものではなく、いかなる流用も、憲法第 114 条に基づいて提出及び制定する別立ての法律によって行われるものとする。そのため本法案は、憲法第 114 条の意義の範囲における財政法案ではない。

2014 年 8 月 12 日付

アグネス・ザニー

カウンティにおける天然資源から生じる
ロイヤルティに関する立法特別委員会 議長